

環境影響評価等調査業務委託について、公募型プロポーザル方式により候補者の選定を行うので、次のとおり公告する。

平成29年10月11日

尾張北部環境組合管理者 澤田 和延

1 業務の概要

- (1) 業務名 環境影響評価等調査業務委託
- (2) 業務目的 別に定める「環境影響評価等調査業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務内容 別に定める「環境影響評価等調査業務委託仕様書」のとおり
- (4) 委託期間 契約締結日の翌日から平成33年9月30日（木）まで

2 事業額等

当該業務の全体事業額は、217,580,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）を上限額とする。なお、平成29年度の上限額は、16,720,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

3 参加資格

本業務に係るプロポーザルの参加者は、参加申込書の提出時点において、下記の要件を全て満たすものとし、参加者が契約成立までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 犬山市、江南市、大口町又は扶桑町のいずれかの平成28・29年度の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 尾張北部環境組合業者指名停止基準（平成29年4月3日施行）に基づく指名停止中の措置期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしているものでないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有するものでないこと。
- (6) 平成19年度から平成28年度までの期間において、官公庁が発注した一般廃棄物処理施設に係る都道府県又は政令市条例による環境影響評価業務を元請として実施した実績を有すること。

実績とは、方法書手続、現況調査、準備書手続及び評価書手続を行った業務を受託し、完了した実績があることを指す。なお、業務が同一業務内であるか、一括発注であるかは問わない。

4 本プロポーザルの手続き

本プロポーザルの手続き等の詳細は、「尾張北部環境組合環境影響評価等調査業務プロポーザル実施要領」による。

実施要領は、尾張北部環境組合ホームページ (<http://www.owarihokubu.jp>) からダウンロード

により入手するものとする。郵送又は電子メールによる送付は行わない。

5 スケジュール

項目	日程
プロポーザル実施の公告	平成29年10月11日(水)
実施要領等の公表	平成29年10月11日(水)～
プロポーザルに関する質問受付	平成29年10月11日(水)～ 平成29年10月18日(水)
プロポーザルに関する質問回答	平成29年10月23日(月)
参加申込書等の提出期限	平成29年10月30日(月)
参加資格審査結果の通知	平成29年11月 1日(水)
企画提案書等の提出期限	平成29年11月20日(月)
プレゼンテーション・ヒアリング日程通知	平成29年11月22日(水)
プレゼンテーション・ヒアリング	平成29年11月29日(水)
審査結果の公表及び通知	平成29年12月 1日(金)

6 問合せ先

尾張北部環境組合 総務課 計画・事業グループ 担当：北川、加藤

〒483-8221 江南市赤童子町大堀90番地(江南市役所2階)

TEL : 0587-54-1188

FAX : 0587-54-1212

E-mail : kumiai@owarihokubu.jp